

各位

一般財団法人愛知県剣道連盟
理事長 東 一 良

ガイドライン『今後の剣道活動に向けて』改訂について

政府は本年3月にマスクの着脱についての考え方を変更するとともに、5月から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けを2類から5類に変更いたしました。

全日本剣道連盟も6月2日に『稽古に関する感染予防ガイドライン』を、7月12日に『主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン』『審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン』を発表いたしました。

愛知県剣道連盟では令和2年6月30日に発表したガイドライン『今後の剣道活動に向けて』を感染状況に応じて4回にわたり改訂してきました。今回、政府や全剣連のガイドライン改訂を受けて、本連盟ガイドラインをさらに見直し、5回目の改訂版を発表することにいたしました。会員の皆様方におかれましては、このガイドラインをご熟読いただき、今後の剣道活動の指標としていただくと同時に、いまだ感染が続いている新型コロナウイルス感染症に対し感染予防対策に留意して、健康で安全かつ充実した活動をおこなっていただきますようお願いいたします。

今回の主な改正点は次の通りです。

- ① マスクの着用は個人の判断に委ねる。
愛剣連発6号(4/13付)の「素振りの時は面マスクを着用する。」は撤廃する。
ステップ1【稽古に当たって】「マスクの着用は個人の判断に委ねるが、夏季は熱中症に注意し、指導者は適切な指導を行うこと。熱中症の対策には十分注意すること。」
- ② 稽古場所への入場制限の緩和。「保護者は送迎のみとする」を撤廃
- ③ 「足の裏の除菌」を削除。
- ④ 「稽古中の発声は極力控える」を削除。鏝競り合いの気合は禁止。
- ⑤ 「正座や座礼は行わない。」を削除。
- ⑥ 審査会における形講習会の承認。
- ⑦ フェイスガードの使用の撤廃。
- ⑧ 大会や審査会等の当日、検温は自宅で実施するものとする。
- ⑨ 大会における審判会議、開会式、閉会式を実施する。
- ⑩ 審判員は審判を行う際にマスクを外す。
- ⑪ 「会場の出入口を一方通行にする。」を撤廃

以上